

荒川水系荒川中流右岸ブロック河川整備計画(変更原案)に対する意見と県の基本的な考え方

章節	頁	意見	基本的な考え方
全般	全般	<p>整備計画の変更に賛成である。</p> <p>併せて、変更によって新たに位置付けられた施設はもとより、従前から計画されていた各種の事業の一日も早い完成を望む。</p> <p>埼玉新聞令和3年1月14日の一面トップの見出しは「水害の不安解消せず」、小見出しは「台風で浸水の寺尾地区」というものであった。この記事は、川越市長選をめぐる市政の主な政策課題を探ったもので、市管理河川における平成29年と令和元年の台風被害への対応を市政課題の最初に持ってきていた。</p> <p>災害が少ないといわれてきた埼玉県内において、水害対策が市政の主な政策課題トップとなったことが、これまでにあっただろうか。</p> <p>気象の凶暴化やゲリラ豪雨とかの言葉を耳にする現在、この記事は、毎年のように梅雨前線豪雨被害や台風被害が繰り返される九州などのように埼玉県でも水害への備えが他人事ではなくなったことの象徴のように感じられた。</p> <p>おりしも、埼玉県では2つの河川整備計画の見直しを行っている。令和元年の水害被害を踏まえ、今、新たな水害対策を盛り込むよう計画を変更するのは当然のことであり、高く評価する。</p>	<p>変更原案(案)のままとします。</p> <p>河川整備計画に基づき、必要となる治水施設の整備を着実に進めるとともに、流域全体で水害を軽減するための取組も進めてまいります。</p>
全般	全般	<p>令和元年の東日本台風では、坂戸市内の飯盛川や葛川の下流域で広範囲に及ぶ浸水被害が発生しました。</p> <p>私の記憶では、平成11年や昭和57年にも同じような浸水被害が発生していたと思います。</p> <p>近年、市街化による雨水浸透量の低下等に起因する河川に流れ込む雨水量の増大、線状降水帯等による長時間の多量の降雨が局部的かつ継続的に生じ、全国各地で大きな水害が毎年のように発生しています。とても他人事とは思えません。</p> <p>荒川中流右岸ブロックの河川整備計画が見直され、国県市町村が一体的に計画的に取り組み、河川の合流地点に着眼して、新たに調節池の整備や排水機場の整備が計画され、河川整備計画が進んでいくことは、市民として大変心強い事です。</p>	<p>変更原案(案)のままとします。</p> <p>河川整備計画に基づき、必要となる治水施設の整備を着実に進めるとともに、流域全体で水害を軽減するための取組も進めてまいります。</p>

全般	全般	<p>日頃より埼玉県河川の整備にご尽力いただきありがとうございます。</p> <p>さて、私が住んでいる東松山市内では、令和元年東日本台風において、国が管理する都幾川、越辺川、県が管理する都幾川、新江川が決壊し、とても大きな浸水被害が発生しました。</p> <p>私の家は、幸い浸水被害は間逃れましたが、あと数十メートルというところまで濁流が押し寄せてきた光景は忘れることができません。</p> <p>ショッピングセンターは水没し暫く営業を見合わせており、また、周辺の住宅では後片付けに大変苦労されている様子でした。</p> <p>現在、県が管理する河川の計画が見直されていると伺い、原案を拝見いたしました。</p> <p>新たな調節池の整備や排水機場の整備、河川の整備などが位置付けられるようで、これらの施設の整備が一日も早く完成することを願っています。</p> <p>もう二度と同じようなことが起こらないよう、河川の整備を進めていただくよう関係者の皆様にはお願いいたします。</p>	<p>変更原案(案)のままとします。</p> <p>河川整備計画に基づき、必要となる治水施設の整備を着実に進めるとともに、流域全体で水害を軽減するための取組を進めてまいります。</p>
全般	全般	<p>防災減災の観点から重要な計画だと承知しております。計画書の中には自然環境への配慮が詳細に記載されており感心しております。一方、世界的にみても年々環境への配慮の志向はますます強くなってきております。一方、環境へ配慮した土木学、河川工学およびその技術は発展段階と言わざるを得ません。土木学、河川工学およびその技術は日進月歩で、より自然環境に配慮可能な技術が開発されてくると期待されています。常に最新の環境学、土木学、河川工学の知見や技術の情報を注視し、常に計画を改善できるようお願い申し上げます。本計画は地理的に日本の首都圏に大きく影響する、また先の長い将来、未来に関わる重要な計画です。常にその時点での最高の「知見と技術」をもとに計画し実施していただくことを期待しています。</p>	<p>変更原案(案)のままとします。</p> <p>河川整備計画に基づき、必要となる治水施設の整備を着実に進めるとともに、流域全体で水害を軽減するための取組を進めてまいります。</p>

全般	全般	<p>治水だけでなく、親水や自然に配慮した多自然型川づくりを取り入れての実施計画書となっております素晴らしいなと感じました。実際に施工される時もその趣旨が反映されるよう期待しています。</p> <p>川がたくさんある埼玉県。自然を感じたくて川沿いに行くと、川を見ることができないほど草木や竹林が茂っていると、川の管理の必要性を感じました。河川を一律に整える工事だけでなく、川幅内の「手入れ」だけでもうまく治めることができる箇所もあるのではと思いました。私たちの生活を守るため、生活の基盤をつくるための工事が「川」だけでなく流域全体のことを考えて行われることが伝わってきました。</p> <p>その都度、工事内容や景観、生き物への配慮箇所など、河川改修の様子を川沿いに住む地域住民の私たちに教えていただけるとありがたいです。川は生活用水だけでなく「自然の癒し」も与えてくれる大切な存在だと感じます。そこに住む生き物や川の役割を知ることができる機会にもなりますように。</p> <p>河川沿いの草刈り、どこがしてくださっているのか分からないのですが、いつも感謝しています。ありがとうございます。</p>	<p>変更原案(案)のままとします。</p> <p>ご意見の内容については、「2.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項」において、「河川整備にあたっては、多自然川づくりを基本として、河川環境の整備と保全に取り組み、動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出し、希少種だけでなく普通種や在来種、生態系にも十分に配慮していく。」ことを記載しております。</p>
----	----	---	---

はじめに	i	新たに、維持管理に関する事項を取り組んだ点を評価する。効率的な公共投資のためには、今ある施設を有効に長く使うことは重要である。 なお、「河川維持管理計画」を別途作成する、と記述されている。この計画が早く作成されることを望む。	変更原案(案)のままとします。 早期に計画を策定し、河川管理施設の適切な維持管理に努めてまいります。
1	1	1.1 荒川中流右岸ブロックの地域概要 図1.1ここでは荒川中流右岸ブロックが多様な河川地形を特徴としているので、河川利用の写真ではなくブロックの地形的特徴を表す写真を掲載すべき。	変更原案(案)のままとします。 荒川中流右岸ブロックは、山地、丘陵地、低平地に分類される多様な地形を有している特徴があり、その内容は「1.1 荒川中流右岸ブロックの地域概要」に記載しております。 「図1.1 入間川の飯能河原(飯能市)」は、溪流における河川利用の特徴的な事例であることから掲載しております。
1	3	荒川中流右岸ブロックの動植物に関する記載が大雑把すぎるので、動植物種の掲載数を増やし、もう少し詳細に書くべきだと思います。平成30年2月に策定された埼玉県生物多様性保全戦略においても、県中央部の丘陵、台地地帯は県内で最も生物多様性が豊富な地域とされており、荒川中流右岸ブロックと重なります。	変更原案(案)のままとします。 荒川中流右岸ブロックは、生物多様性が豊富な地域であり、全ての動植物を本文内に記載することは難しいため、埼玉県レッドデータブック掲載種に基づき、荒川中流右岸ブロックに属する地形区分図に含まれる動植物を記載しました。
1	3	荒川中流右岸ブロックの概要に生態系の項目を設けるべきだと思います。整備計画案の中にも生態系ネットワークの保全に関する記載があります。この地域の生態系の説明も記載することによって、生態系ネットワークへの県民の理解が深まると思います。	変更原案(案)を修正します。 「2. 2. 3河川環境の整備と保全に関する事項」の補注に生態系ネットワークの取組として「生態系ネットワークとは、生物多様性が保たれた国土を実現するために、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域の核として、これらを有機的につなぐ取組」を記述します。 出典：河川を基軸とした生態系ネットワーク形成のための手引き(案)（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 令和2年2月）
1.2	10	「今後の治水対策として、～毎年のように大洪水が起きることを前提に～両面から備えを進めていく～」とある。 洪水を無理やり力で抑え込み、被害を起こさせないこと目指すのではなく、被害が起きることを前提にその後の復旧・復興まで見据えた点を評価する。	変更原案(案)のままとします。 河川整備計画に基づき、必要となる治水施設の整備を着実に進めるとともに、流域全体で水害を軽減するための取組も進めてまいります。

1.2	11	<p>本文抜粋 >ブロック内に生息する動植物等について、生息・生育・繁殖状況の調査や情報収集を進め、自然環境の保全のための方策を講じていくなど、荒川中流右岸ブロックにおいても今後は、動植物に配慮した河川の整備や管理を進めていく必要がある。意見：上記の本文に賛成です。</p> <p>1. 坂戸市立大家小学校の子どもは、現在でも高麗川や高麗川に注ぐ用水路で魚釣りやスジエビ取り、昆虫採集などをして育ちます。四日市場地区の子供会では漁業協同組合の会員の方の協力で高麗川で、投網体験、生き物調べなども行いました。また、高麗川にそそぐ用水路には現在でもゲンジボタル、ホトケドジョウが確認されており、地元の住民が保全活動を行っています。大家小学校では、萱方地区の地域の方と協力してゲンジボタルの保全活動を教育活動の一環として行っています。地域の教育活動に高麗川の自然は欠かせません。現在の自然環境を壊さない、環境を生かした河川整備工事をお願いいたします。</p> <p>2. 緊急事態宣言が発令され、高麗川の河川敷の遊歩道は、さらに多くの人々が利用するようになりました。浅羽ビオトープには、市内だけでなく近隣市町村や都内からも人が訪れています。現在、駐車場は満車に近い状態になる時間もあります。河川敷の自然は、市民の心身の健康を維持する上で、欠かせないものになっています。</p>	<p>変更原案(案)のままとします。</p> <p>ご意見の内容については、「2.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項」に「多自然川づくりを基本として、河川環境の整備と保全に取り組み、動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出し、希少種だけでなく普通種や在来種、生態系にも十分に配慮していく。」と記載しております。</p> <p>河川整備にあたっては、必要に応じて環境調査を行うとともに、国、県、地元市町村、漁協、環境団体などの関係機関との協議や調整を行いながら進めてまいります。</p> <p>また、人々が河川を利用しやすいところでは、身近に水辺に親しめるような河川空間の整備に努め、適正な利用を促すとともに、自然学習や環境教育の場としての利用も促進できるよう努めてまいります。</p>
1.2	11	<p>第1章11頁 「地域固有の遺伝子のかく乱、食害、疾病、生物間の相互関係のかく乱を引き起こすことが問題となっており、荒川流域においても近年、種のかく乱が懸念されている。」に関してですが、魚類の放流事業の問題点も記載してください。特に園児や児童が自然を大切にすることの啓蒙啓発として行われている放流事業の是非についても記載をお願いします。また、特定外来生物のアライグマは、河川敷のみならず県全体に生息地を拡大し早急な対応が求められています。令和元年度には県全体で7000頭以上の捕獲があり、そのうち比企地域が約4割を占めます。荒川中流右岸ブロックは県内で最もアライグマの生息数が多い地域であるため、整備計画でも大きく取り上げて記載すべきではないでしょうか。</p>	<p>変更原案(案)のままとします。</p> <p>魚類の放流事業については、県内の漁業協同組合が漁業法に基づき、魚類資源の保全と利活用を目的として実施しているものです。放流や放流体験にあたっては、埼玉県内水面漁場管理委員会の指針に基づき、各漁協が各河川の生息魚や資源の動向を勘察し、適切に実施しております。</p> <p>また、自然への啓蒙啓発については、「3. 3河川の機能の維持、保全等に関する事項(4) 親水利用・環境学習の場としての利用促進」において「地域の小・中学校を始めとした関係機関や地域と連携・協力して、子どもから大人までが自然学習できる「水辺の学校」のような場の創出と仕組みの構築を支援する。」ことを記載しております。</p> <p>河川以外のエリアも含む、アライグマなど特定外来生物への対策については、庁内で課題を共有し、具体の対策を実施する際には、関係機関や地域住民と共に連携協力してまいります。</p>

1.2	11	<p>「入間川には、砂礫地や湿生草地、河畔林等、水辺の生物の生息に適した環境を残す河川敷が広がっており、ホンドキツネやイカルチドリが生息し、河川生態系の拠点となっている。」との記載が整備計画案にはあり、ホンドキツネやイカルチドリが入間川だけに生息しているように書かれています。都幾川でも生息が認められていますので、正しく記載する必要があります。全体的に比企地域の動植物に関する記載が少ないと思います。これは、埼玉県レッドデータブック内の比企地域に関する記載が少ないためと思われます。比企地域で活動している数少ない自然保護団体や研究者からの意見を聴取して書き加えてください。2020年に刊行された以下の書籍も参考にしてください。「埼玉の里川 都幾川の生きものたち 魚類・両生類・爬虫類の自然誌(まつやま書房)」、「東松山市の生きもの 散歩道で出会える動植物」(東松山市教育委員会)」</p> <p>「高麗川、入間川等の山地部を貫流する区間では、河畔林をひかえた良好な環境が残されている。このような区間では、トウキョウサンショウウオをはじめ注目すべき生物種が生息しているところが多い。」も前述の意見と同様に比企地域の河川等の山地、丘陵地を貫流する区間でもトウキョウサンショウウオ等の生物種が生息しています。比企地域に関する記載を書き加えてください。</p>	<p>変更原案(案)のままとします。</p> <p>荒川中流右岸ブロックは、生物多様性が豊富な地域であり、全ての動植物を本文内に記載することは難しいため、埼玉県レッドデータブック掲載種に基づき、荒川中流右岸ブロックに属する地形区分図に含まれる動植物を記載しました。</p> <p>ホンドキツネ、イカルチドリ、トウキョウサンショウウオについては「1. 1荒川中流右岸ブロックの概要(3)動植物」において、ブロック内に生息等していることを記載しております。</p>
1.2	15	<p>第1章15頁</p> <p>「ゴミの散乱や河原への車の進入等、環境やマナーの悪化が問題とされている。そこで、今後は、誰もが安全で快適に河川敷を利用できるように、地域と連携しながら適正な維持管理を進め利用の増進を図っていく必要がある。」について。環境やマナーの悪化が問題となっているので、これ以上の「利用の増進」を図るべきではなく、増進を削除したほうが良いと思います。</p>	<p>変更原案(案)のままとします。</p> <p>河川は、誰もが身近に親しむことのできる環境であり、国・県・市町村では快適で賑わいのある水辺空間の推進・創出を進めているところです。</p> <p>一方で、整備に伴う環境への影響や利用者の増加に伴い、マナーの悪化が問題となっていることから、「3. 3河川の機能の維持、保全に関する事項(4)親水利用・環境学習の場としての利用促進」において、「豊かな自然環境に恵まれた河川の水辺空間を、より多くの人々が楽しみながら利用するため、関係機関や地域と連携・協力して車の乗り入れ禁止区域の設定やゴミの持ち帰りなど、河川の適正な利用の促進を図っていく。」ことを記載しております。</p>

1.2	15	<p>(5)河川利用 誰もが安全で快適に河川敷を利用できるようにと書いてあるが、その利用の前提に河川環境を悪化させないことが前提条件ではないか。川のまるごと再生のように荒川の中流域を人が利用しやすくするため、河川環境の調査を行うことなく河畔林を伐採して駐車場を造成し、淵や瀬をなくし、中洲に多量の人を誘導する。ここ20年で中流域の河川環境は壊滅的に破壊された。 本計画の河川環境に記載してあるが、中流域の中洲でイカルチドリが繁殖しているにも関わらずバーベキュー場を造成し利用させている。河川利用の増加に伴い環境やマナーの悪化が問題とされている。とここで記載されているにも関わらず本計画全体に渡って過剰な川の利用を推進している。本計画の河川の中流域には鳥類だけでなくトンボの種類と個体数も極めて多様な環境が整っている。その良好な環境を川のまるごと再生によって生物の多様性を著しく悪化させた責任は重い。河川の利用のための改修は生物の多様性確保が前提でその利用においても河川環境の保全が基本であるので、ここでは利用の前提としてこのことを最初に記載すべき。 前段で環境やマナーの悪化が現に問題になっているため、「地域と連携」を「河川環境を保全・創造しつつ地域と連携」と記載すべきではないか。 したがってこの写真のような河川の適正利用とは考えられないような写真は掲載すべきではない。</p>	<p>変更原案(案)のままとします。 河川は、誰もが身近に親しむことのできる環境であり、国・県・市町村では快適で賑わいのある水辺空間の推進・創出を進めているところ。 一方で、整備に伴う環境への影響や利用者の増加に伴い、マナーの悪化が問題となっていることから、「3.3河川の機能の維持、保全に関する事項(4)親水利用・環境学習の場としての利用促進」において、「豊かな自然環境に恵まれた河川の水辺空間を、より多くの人々が楽しみながら利用するため、関係機関や地域と連携・協力して車の乗り入れ禁止区域の設定やゴミの持ち帰りなど、河川の適正な利用の促進を図っていく。」ことを記載しております。 また、河川環境の整備と保全に関する事項については、「2.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項」において、「河川整備にあたっては、多自然川づくりを基本として、河川環境の整備と保全に取り組み、動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出し、希少種だけでなく普通種や在来種、生態系にも十分に配慮していく。」ことを記載しております。</p>
2	17	<p>河川整備計画の目標に関する事項 枠内の2行目 本計画の前段で「動植物に配慮した河川整備が必要」と記載している。また、河川環境の課題において「動植物に配慮した河川の整備や管理を進めていく必要がある」とも記載しているので、これらの項目についても河川整備の目標として明確に記載すべき。</p>	<p>変更原案(案)のままとします。 ご意見の内容については、河川整備計画の目標として「2.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項」に「多自然川づくりを基本として、河川環境の整備と保全に取り組み、動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出し、希少種だけでなく普通種や在来種、生態系にも十分に配慮していく。」と記載しております。</p>

2.2	22	<p>当面の改修目標である時間雨量50mm程度、年超過確率概ね1/3程度、とある。今回同時に変更されようとしている「中川・綾瀬川ブロック」では時間雨量は50mm程度と「荒川中流右岸ブロック」と同じであるが、年超過確率は1/10相当とされ安全度は高くなっている。</p> <p>同じ雨量でも地形その他の条件でエリアの年超過確率が違ってくるのであれば、雨量を統一するのではなく安全度を重視して年超過確率を県内で同じにするという考え方もあると思う。</p> <p>しかし、実現不可能な高い年超過確率を掲げて「絵にかいた餅」とするよりは、相対的に低い水準ではあるが少しでも良くなるように「食べられる餅」を目指すのは理解できる。</p> <p>遠くない将来、県内各地の年超過確率が1/10といわずに少しでも高くなることを望む。</p>	<p>変更原案(案)のままとします。</p> <p>河川整備計画に基づき、治水施設の整備を着実に進めるとともに、流域全体で水害を軽減するための取組を進めてまいります。</p> <p>今後も本川や下流の整備状況を踏まえ、整備レベルの向上も含め、流域の治水安全度の向上に努めてまいります。</p>
2.2	22	<p>また、令和元年の東日本台風を踏まえ、個別に年超過確率(1/10~1/20)程度の降雨により発生する洪水に対して被害の軽減又は防止を図ることは非常に良い考えだと思いました。</p> <p>一方で、河川の整備だけでなく流域全体で水害軽減のため、取り組んでいくことも重要だと思います。下流域に住んでいる人たちだけが苦勞することのないよう上流域から出る雨水の抑制に対して上流域に住んでいる人たちも努力すべきではないでしょうか。流域全体のバランスを考慮した河川整備計画になること、新たな計画が一日も早く実現することを期待いたします。</p>	<p>変更原案(案)のままとします。</p> <p>河川整備計画に基づき、必要となる治水施設の整備を着実に進めるとともに、流域全体で水害を軽減するための取組も進めてまいります。</p>

2.2	23	<p>2.2.3河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>多自然川づくりについては賛成であるが、荒川中流域の河川整備についてはここ10年以上人が河川を利用しやすくするため、良好な河川環境を破壊し、生物の多様性を著しく劣化させてきた。河川環境の整備及び保全の目的は河川を良くするか、その良好な河川環境をいかに維持していくかを目標とすべきで、河川の利用はその良好な河川環境を損なわない範囲で利用することが基本のはず。そうでなければ河川の過剰利用となり河川環境は劣化の一途をたどり県民の大切な自然環境という資産が失われる。一旦失われた資産を回復しようとするれば、膨大な時間と経費がかかることを明確にすべき。川のまるごと再生では、河畔林の伐採も多く行われ、当該区域の降雨水が短期間に川に集中することにもなっており、河川環境の破壊は治水上からも好ましくなく、安易に利用のための河川整備を促進するような事項をここで記載すべきではないのではないか。</p>	<p>変更原案(案)のままとします。</p> <p>河川は、誰もが身近に親しむことのできる環境であり、国・県・市町村では快適で賑わいのある水辺空間の推進・創出を進めているところ。</p> <p>一方で、整備に伴う環境への影響や利用者の増加に伴い、マナーの悪化が問題となっていることから、「3. 3河川の機能の維持、保全に関する事項(4)親水利用・環境学習の場としての利用促進」において、「豊かな自然環境に恵まれた河川の水辺空間を、より多くの人々が楽しみながら利用するため、関係機関や地域と連携・協力して車の乗り入れ禁止区域の設定やゴミの持ち帰りなど、河川の適正な利用の促進を図っていく。」ことを記載しております。</p>
2.2	24	<p>第2章24頁</p> <p>「動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川環境を創出する。」を「動植物の生息・生育・繁殖環境及び生態系に配慮した河川環境を創出する。」にしてください。</p>	<p>変更原案(案)のままとします。</p> <p>ご意見の内容については、「2.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項」において、「河川整備にあたっては、多自然川づくりを基本として、河川環境の整備と保全に取り組み、動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出し、希少種だけでなく普通種や在来種、生態系にも十分に配慮していく。」ことを記載しております。</p>

3.1	25,26	<p>6, 高麗川</p> <p>>生態系に配慮した多自然川づくりを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河道改修においては、動植物の生息状況の把握と、必要に応じた回避・移植などの対策に努めます。 ・現地発生材を利用し、緩急の変化に富んだ自然な河岸を形成します。 ・既存の良好な河岸の斜面林を極力保全するように努めます。 <p>意見： 工事対象区域の動植物調査を行い、結果を公開してください。その結果を踏まえて、本文抜粋②のように環境に配慮した工事を行ってください。埼玉県漁業協同組合の高麗川を担当する支部で、工事地区内の現在の魚類の状況を確認し、支部に河道掘削の工事内容と影響を説明して了解を得た上で工事を行ってください。</p> <p>理由： 若宮橋から上流の高麗川の中州、川岸では、イカルチドリの繁殖を複数、確認しています。河川敷は、オオタカ、ハイタカ、ハヤブサの狩り場になっています。森戸橋周辺、秋葉神社周辺の浅瀬はカモ類が越冬しており、カイツブリなども繁殖しています。漁業協同組合の方の話では、瀬のところで、川魚が産卵しているそうで、産卵前に組合の方が川床を洗っています。工事区域は自然豊かな場所です。坂戸市内の高麗川では、大家小学校、若宮中学校、坂戸市環境学館いずみ、城西大学などが教育活動、市民啓蒙活動を行っています。また、日高市も市の体育行事などで高麗川ふるさと道を利用しています。また、鳩山野鳥の会、坂戸市サワギキョウの会、高麗川ふるさと会など複数の市民団体が観察保全活動を行っています。</p> <p>動植物調査の実施と結果の公開をお願いいたします。特に、坂戸市5号堰から、城山橋の上流の川が蛇行するところまで(坂戸市地内)は、20年以上、市民団体が保全活動を行っています。河道掘削の工事をするときは、調査の実施をお願いいたします</p>	<p>変更原案(案)のままとします。</p> <p>河川整備にあたっては、必要に応じて環境調査を行うとともに、国、県、地元市町村、漁協、環境団体などの関係機関との協議や調整を行いながら進めてまいります。</p>
-----	-------	--	---

3.1	26,29	<p>6, 高麗川 >河道改修:6.4~17.0km、23.0~32.0km 上記区間のうち、流下能力の足りない区間で河道掘削、築堤を実施 意見: 1, 河道掘削と築堤だけでは、水害を防ぐことは難しいと思います。若宮橋~多和目橋までの間に調整地、調整池を作るなど大量の降雨を一度に流さない他の対策も必要だと思います。 理由: 1, 令和元年台風19号が襲ったとき、高麗川は急激に増水し、森戸橋周辺の水位は川岸の上部まであと1メートルまで迫りました。坂戸市五号堰の開閉ハンドルには、上流から流れてきた多数のごみや木が引っかかりました。五号堰下流の中州に生えていたヤナギの大木は根っこからなぎ倒されました。森戸橋のたもとの老人ホームはもう少して浸水するところでした。 P20の資料によると高麗川のどの地点も計画高水位と計画堤防高は1メートル前後の差です。台風19号の通過のときには森戸橋周辺は計画高水位まで実際の水位が上がったと思われます。異常気象で大雨が増えている現在、台風19号以上の大雨になることが今後ないとは言えません。築堤だけでは不十分だと思います。また、高麗川への排水がうまくいかず、森戸、萱方地区で浸水被害がありました。河道掘削、築堤のほか高麗川の水位が上がらないようにする対策も必要だと思います。 2, 四日市場秋葉神社下の高麗川は大きく蛇行しており、河岸が浸食しないようにブロックで補強されています。しかし、ブロック下の土が削られ、ブロックは川の方に大きく傾いています。過去に何度か補強工事をしていますが、数年経つと、傾いてしまいます。今後、上流部の河道掘削をすすめた場合、川が大きく蛇行している秋葉神社のような川岸の浸食が進むことはないのでしょうか。 3, 高麗川に面した四日市場、多和目の田んぼは、耕作する方が高齢になり、耕作放棄されている土地が増えています。そこを調整地または、調整池にして、一時、水をため込み、流域の災害を防ぐことはできないでしょうか。</p>	<p>変更原案(案)のままとします。 近年、全国各地で河川の整備水準を上回る大雨により水害が発生しています。ご意見の通り、河川の整備(掘削、築堤)だけでは水害を防ぐことは難しいと考えています。そのため、河川の整備だけでなく、洪水時の河川の水位を少しでも低下するよう、流域全体でハード・ソフト様々な対策を進めていくことが重要です。流域の皆様や関係機関の御協力をいただきながら、調整池等の雨水貯留浸透施設の設置等を促進してまいります。 なお、調節池については、最終的に評価した結果、本計画の目標規模においては河道掘削が有利との検討結果となりましたが、さらに高い目標規模のための治水手法として、引き続き検討対象としてまいります。 本計画期間においては、上流部までの河道掘削を進めながら、維持管理において浸食対策を適宜行ってまいります。</p>
-----	-------	--	---

3.1	26,29	<p>・(1)で高麗川が新たに改修対象になり、基本方針として自然への配慮が明確に記載され、P24 でグリーンインフラの検討があり、P 25 には遊水機能を有する土地の保全の記載がある中で、(9)があるとしても、対策として河道改修に限定されていることに反対する。この地域の状況を踏まえていない。</p>	<p>変更原案(案)のままとします。 高麗川の河川改修については、調節池等の複数の治水対策案を総合的に評価した結果、本計画の目標規模においては河道掘削が有利との検討結果から決定しております。 併せて、「3. 1河川工事の目的、種類および施行の場所」に記載している通り、周辺の土地が持つ遊水機能を保全や雨水貯留浸透施設の設置について、流域内の関係機関とともに取り組んでまいります。</p>
3.1	26,29	<p>・高麗川の6.4 kmから上流、特に坂戸市の滝不動付近、城山付近では裏面に記載した貴重種を確認している。この区間を掘削することはこれらの営巣及び餌場等の生活圏を奪うことになる。自然環境の豊かなこの川では国道交通省荒川河川上流事務所、坂戸市役所、坂戸市民による「高麗川ふるさとの川整備事業～市民参加による川づくり～」が進められ、「こまがわ市民会議」の成果として高麗川整備構想図が平成12年に作られている。森戸地区は「豊かな自然を保全・育成するゾーン」と位置づけている。遊歩道も整備され散策者も多い。 このため付-19の断面図にあるような水路断面に改変することは適さない。洪水対策としてはこの地域は人口減少し、農業の衰退により、休耕田が急増していることに着目し(具体的には滝不動周辺、大家小学校裏など)、もちろん地元の理解が必要だが、多和目橋から下流の遊休農地を遊水地するなどの流下水量低減施策とすることが生態系にも人の生活に優しいと考える。また、四日市場の大型ブロックは常に浸食によって変形している。流下能力を上げることは更なる浸食を呼び危険である。さらに城山の下は崖が崩壊が頻発している。河道掘削は崩壊を助長する。そして対岸は掘削してもすぐに土砂が堆積する河川環境にある。力づくではなくグリーンインフラの発想が必要と考える。</p>	<p>変更原案(案)のままとします。 近年、全国各地で河川の整備水準を上回る大雨により水害が発生しています。ご意見の通り、河川の整備(掘削、築堤)だけでは水害を防ぐことは難しいと考えています。そのため、河川の整備だけでなく、洪水時の河川の水位を少しでも低下するよう、流域全体でハード・ソフト様々な対策を進めていくことが重要です。流域の皆様や関係機関の御協力をいただきながら、調整池等の雨水貯留浸透施設の設置等を促進してまいります。 なお、調節池については、最終的に評価した結果、本計画の目標規模においては河道掘削が有利との検討結果となりましたが、さらに高い目標規模のための治水手法として、引き続き検討対象としてまいります。 本計画期間においては、上流部までの河道掘削を進めながら、維持管理において浸食対策を適宜行ってまいります。</p>

3.1	26,28	<p>飯盛川が合流する越辺川の、川島側に住んでおります。この越辺川には平成14年からコハクチョウが毎年飛来するようになり、今シーズンも今現在 102羽が来ています。飯盛川と越辺川が合流する水門の、越辺川側から見て前側が水深が浅く、毎年風化により失われつつある中洲に変わって、白鳥たちの寝処になっております。またこの場所は、夏には白鳥が好むと言われているマコモが青々と生い茂り、冬に草の部分が枯れても、その地下茎を白鳥は餌として食べています。水門前が、白鳥の寝処兼餌場となっているのです。この『川島白鳥飛来地』は、日本白鳥の会や環境省も認めている日本有数の白鳥飛来地で、埼玉県内二カ所の飛来地の内の一つです。18シーズン連続してピンポイントにこの地に飛来してくれる白鳥に感謝し、また今後もずっと飛来して欲しくて微力ながら見守り活動を続けています。この水門前が掘削されるのは非常に残念に思い、今後白鳥の飛来にどのように影響するのか懸念されますが、坂戸側の水害のことを考えると仕方のない事なのかな、と諦めざるを得ません。しかしながら、どうかその工事は、白鳥が飛来する9月から北帰する3月までは行わないで頂きたいと切に願うばかりです。どうぞ工期の件、ご配慮下さいますよう、呉々も宜しく願い申し上げます。</p>	<p>変更原案(案)のままとします。飯盛川に生息する希少種等の動植物に十分配慮し、河川整備にあたっては、学識者や地元市町村の意見なども聞きながら環境に配慮した整備に努めてまいります。</p>
-----	-------	---	---

3.1	26,28	<p>2. 飯盛川 意見： 令和元年台風19号の際は、坂戸市内でも浸水の被害が多くでした。河口水門の排水機の増設には反対はしません。しかし、排水機増設のための工事は周辺の自然環境を壊さない時期に行い、水門周囲の自然環境を壊さない工事をお願いいたします。</p> <p>理由： 1. 河口付近は県内でも有名なコハクチョウやマガモ、オナガガモなどのカモ類の越冬地となっています。コハクチョウは多い年で120羽以上、今年も80羽以上が越冬しています。川島町では「第5回川島町白鳥写真コンテスト」が行われており、コハクチョウを地元の住民と協力して見守っています。飛来地には県内だけでなく、都内からも多くの方が訪れています。そのコハクチョウは飯盛川河口・越辺川との合流点の中州付近で夜を明かしています。ホンドキツネが近くで繁殖しているため、この中州がないとコハクチョウは安心して夜を過ごせない状況です。中州が消失しない工事をお願いいたします。また、工事はコハクチョウが越冬する11月～3月下旬は行わないでください。</p>	<p>変更原案(案)のままとします。 飯盛川に生息する希少種等の動植物に十分配慮し、河川整備にあたっては、学識者や地元市町村の意見なども聞きながら環境に配慮した整備に努めてまいります。</p>
3.1	26,28	<p>2. 飯盛川河口付近の坂戸側の土手でカワセミが繁殖しています。また、周辺の草地(坂戸川島両方)ではベニマシコなど多くの冬鳥が越冬しており、コミミズクの姿が見られることもあります。オオタカ、ミサゴ、ノスリ、トビなどの狩り場にもなっています。そのため、水門周辺の土手や草地、河畔林の環境を壊さない工事をお願いいたします。</p>	<p>変更原案(案)のままとします。 飯盛川に生息する希少種等の動植物に十分配慮し、河川整備にあたっては、学識者や地元市町村の意見なども聞きながら環境に配慮した整備に努めてまいります。</p>

3.1	26,28	<p>・飯盛川の排水機場の施工範囲はコハクチョウ飛来地でその他裏面に記載した貴重種を確認している。特に中洲がねぐらとして活用されているので維持されたい。河川改修部には県の貴重種のコウホネが繁茂しているので保全対策が不可欠である。</p> <p>私たちが観察会等で確認している高麗川の貴重種。</p> <p>■高麗川 鳥類: ササゴイ、コサギ、クイナ、バン、カッコウ、イカルチドリ、イソシギ、ツミ、オオタカ、ハイタカ、カワセミ、アカゲラ、ハヤブサ、チョウゲンボウ、ヤマガラ、オオヨシキリ、キビタキ、ベニマシコ、ホオジロ 蝶・トンボ: ウラゴマダラシジミ、コイシジミ、アサマイチモンジ、、ヒオドシチョウ、ギンイチモンジセセリ、コチャバナセセリ、ヒメサナエ、ホンサナエ、アオハダトンボ、ハラビロトンボ ■飯盛川河口 鳥類: 上記に加えてコハクチョウ、チュウサギ、オオルリ</p>	<p>変更原案(案)のままとします。</p> <p>高麗川や飯盛川に生息する希少種等の動植物に十分配慮し、河川整備にあたっては、学識者や地元市町村の意見なども聞きながら環境に配慮した整備に努めてまいります。</p>
3.1	26,28	<p>(6)葛川の項目 調節池等の整備と併せ、排水機場の整備を行う。 上記記載がありますが、調節池とはどの場所を指すのか？ 計画案でも是非、明示頂きたく。 私的なことですが、令和元年10月、台風19号で自宅床上浸水、蔵、車庫、倉庫まで被害にあいました。 農機具等壊滅状態で、母屋への置入れ替えは令和2年2月になりました。 埼玉県、及び飯能県土整備事務所の職員一生懸命努力されていること認識しております。 台風19号の時も、暴風の中、当地区にも来てくれる。感謝しております。</p>	<p>変更原案(案)のままとします。</p> <p>葛川の調節池の予定地については、付図に記載した範囲を想定しておりますが、詳細な区間は、今後の調査・設計により決定してまいります。</p>

3.2	30	<p>(2) 河川整備に関して、河岸の竹類の適切な除伐を加えていただきたいです。私は、ここ何年も、竹藪の急速な拡大に危機感を持っています。それは河川部分だけでなく、雑木林や山林でも同様です。しかし、特に河川敷の竹林は、水分も豊富なせいか、みるみるうちに大きな壁ようになって、他の植物を飲み込んでしまいます。</p> <p>竹類は根が浅く横に広がり土を浸食するので、洪水などが起きると河岸部分は簡単に崩れてしまう恐れがあります。</p> <p>河岸保護と生態系保護の両面から、竹藪の除伐はとても重要だと思います。</p> <p>以上、2点につき、ご検討をお願いいたします。</p>	<p>変更原案(案)のままとします。</p> <p>河川敷や河岸における樹木については「3. 2河川の維持の目的、種類及び施行の場所(2)河道内の維持」において、河道断面の維持や河道の安定性を確保するための必要な対策を行うこととしております。</p> <p>また、河川維持管理計画を別途策定し、洪水時の流下能力の維持に努めてまいります。</p>
3.3	33	<p>「はじめに」にあります。社会の変化に応じて河川整備計画も変更され、治水、利水だけでなく、動植物や景観等の自然環境への配慮が重要視される状況にあつて、本原案にもそれらへの対応が基本方針として明記されています。</p> <p>変更原案は、これまでの治水計画の継続と一昨年の台風被害への対応と思えますが、長大な改修総延長でいつどの地域の工事が行われるのでしょうか。</p> <p>工事区域と工事期間の周知を願います。</p> <p>3.3河川の機能の維持、保全に関する事項にある、希少動植物の調査、市民団体、NPOとの連携等は、いつどのような形で実施されるのでしょうか。</p> <p>これらは美しい成文に終わるのではなく、実施されて意味を持ちます。</p> <p>河道改修に伴う河川及び河川周辺の動植物生息環境等への影響が予想されます。地形地質や動植物の生息については、地元の人や地域の自然観察団体は短期の調査で知りえない情報を持っています。地元住民の理解を得るためにも、地域ごとの事前説明会の実施を提案します。</p>	<p>変更原案(案)のままとします。</p> <p>具体的な工事区域および工事期間は、詳細な調査・設計により決定してまいります。</p> <p>なお、測量や工事等の段階に応じて地元説明会等を実施してまいります。</p> <p>河川整備にあたっては、必要に応じて環境調査を行うとともに、国、県、地元市町村、漁協、環境団体などの関係機関との協議や調整を行いながら進めてまいります。</p>

3.3	33	<p>第3章33頁 「埼玉県では、希少性の高い動植物の生息・生育・繁殖環境の保全のため、現状の問題点を調査・分析し、その結果を踏まえ、総合的な保護計画を策定し、県民、企業、NPO、関係機関等と連携・協働した野生動植物の保護対策を推進することとしている。」との記載がありますが、野生動植物の保護対策が十分推進されているとは言えません。この記載の通りきちんと遂行していただきたいと思えます。特に比企地域には、サンバやミゾゴイという生態系ピラミッドの頂点に位置する渡り鳥が生息しています。この2種は環境省でも保護指針が公表されている絶滅危惧種で、生物多様性が豊かであることの指標種でもあります。それが都心からさほど離れていない比企地域で生息していることは奇跡的なことです。しかし、これら2種も開発圧により生存が脅かされています。荒川中流右岸ブロックも以前ほど豊かな自然でないことは明らかです。残されたわずかな自然環境を次世代に受け継いでもらえるよう野生動植物の保護対策を推進してください。</p>	<p>変更原案(案)のままとします。 ご意見の内容については、河川整備計画の目標として「2.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項」に「多自然川づくりを基本として、河川環境の整備と保全に取り組み、動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出し、希少種だけでなく普通種や在来種、生態系にも十分に配慮していく。」と記載しています。 河川整備にあたっては、必要に応じて環境調査を行うとともに、国、県、地元市町村、漁協、環境団体などの関係機関との協議や調整を行いながら進めてまいります。</p>
3.3	34	<p>3.3 河川の機能の維持、保全等に関する事項に追記していただきたいことがあります。 (1) 河川と森林の関係にももっと言及し、河川だけでなく森林の保全も重要と認識できる内容にしていただきたいです。 今回の河川整備計画(変更原案)では、動植物の環境保全や、生態系にも十分に配慮していくということが文章に多く盛り込まれていて、とても評価できることだと感じます。 しかし、川の氾濫には山や丘陵部の森林も大きく関係しているので、河川整備には森林整備との連携強化も必要と思っています。 近年、再生可能エネルギー推進のためと言って、荒川流域でも多くの森林や田畑が削られ、太陽光パネルに覆われてしまったところが多くあります。保水力を失った土地で降った雨が、河川にそのまま流れ込むことで河川の氾濫も起きやすくなっている状況だと思います。 そういった点を踏まえて、河川の自然環境だけではなく、流域の森林環境の保全にも言及する内容となると良いと考えます。</p>	<p>変更原案(案)のままとします。 森林の保全については、「3. 3河川の機能の維持、保全等(7)水源地域の維持管理」において、「森林は河川の流量や水質、生態系等の河川環境に影響を及ぼしているため、森林の保全について、関係機関や地域住民とともに検討をする必要がある」ことを記載しております。 「太陽光発電設備」に関するご意見については、森林や土地利用を所管する関係部局と共有します。</p>

3.3	34	<p>第3章34頁 「森林の持つ水源かん養機能、土砂流出防止機能、保健休養機能等の公益的機能により、森林は河川の流量や水質、生態系等の河川環境に大きな影響を及ぼしている。今後、これらの公益的機能を高度かつ持続的に発揮させるために、森林の保全について、関係機関や地域住民とともに検討していく必要がある。」に関して。近年、東松山環境管理事務所管内では、森林を伐採して行う太陽光発電設備設置の乱開発が増加し、自然環境、生活環境の破壊により住民との軋轢が起きています。管内には既に認定済みの案件が1700件以上あり、そのうち900件ほどが未稼働で、県内でもダントツの案件数です。このような森林の公益的機能に影響を与えるような大問題を整備計画に現状の問題点として掲載する必要があると思います。</p>	<p>変更原案(案)のままとします。 「太陽光発電設備」に関するご意見については、森林や土地利用を所管する関係部局と共有します。</p>
3.3	34,35	<p>3. 3(4)と(6) リバーレジャー制度等河川の利用促進にあたっては、生物の多様性確保と環境の維持の観点から河川環境改変前において生物多様性基本法が求める河川環境の調査を行い、その河川環境特性を把握したうえで、生物多様性を損なうことがないように行うことを明記すべき。 現状は工事の前後あるいは利用の前後において河川環境データの収集公表がされておらずエビデンスがない。 河川環境は公共的な資産である、その利用にあたっては、その資産価値を損なうことのないような利用及び改変が求められている。 次世代に良好な河川環境という資産を引き継ぐためにも、安易な河川改変と利用を促進すべきではない。 十分な環境調査と影響予測を行って、適正な利用を行えば、県民にとって荒川中流域の河川は十分な魅力を持っているので河川環境の保全と生物多様性は確保並びに利用は可能と考えている。</p>	<p>変更原案(案)のままとします。 ご意見の内容については、河川整備計画の目標として「2.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項」に「多自然川づくりを基本として、河川環境の整備と保全に取り組み、動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出し、希少種だけでなく普通種や在来種、生態系にも十分に配慮していく。」と記載しています。 河川整備にあたっては、必要に応じて環境調査を行うとともに、国、県、地元市町村、漁協、環境団体などの関係機関との協議や調整を行いながら進めてまいります。 また、人々が河川を利用しやすいところでは、身近に水辺に親しめるような河川空間の整備に努め、適正な利用を促すとともに、自然学習や環境教育の場としての利用も促進できるよう努めてまいります。</p>